

平成 31 年度 第 3 回宇和島市総合教育会議会議録

- 1 開催日時 令和 2 年 3 月 23 日 (月) 16 : 35 ~ 18 : 00
- 2 開催場所 宇和島市役所 701 会議室
- 3 出席者 宇和島市長 岡原 文彰
 教育長 金瀬 聡
 教育委員 高山 俊治 教育委員 木下 充卓 教育委員 弓削 由美子
 教育委員 浅井 敬司 教育委員 田村 裕子
- 総務部長 藤田 良
 教育委員会事務局
 教育部長 上田 益也 教育総務課長 西川 啓之
 学校教育課長 西田 一洋 生涯学習課長 富田 満久
 文化・スポーツ課長 森田 浩二 人権啓発課長 山本 利彦
 学校給食センター所長 児玉 雅人
 教育総務課課長補佐 土居 弘 教育総務課総務係長 山口 真史

1. 開会	
教育部長	<p>ただいまから、平成 31 年度第 3 回宇和島市総合教育会議を開会いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます。教育部長の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、岡原市長よりご挨拶申し上げます。</p>
2. 市長あいさつ	
市長	<p>改めまして、みなさま、こんにちは。</p> <p>さきほど定例会のあった中で、この総合教育会議にご参集いただきありがとうございます。本日は、ご多忙の中、会議に出席をいただき、まことにありがとうございます。</p> <p>本来であれば、3月2日に開催の予定でありましたが、ご承知のとおり、2月以降、厳密に言うとも1月以降から新型コロナウイルスへのさまざまな対応していた中で、一番のピークが3月2日頃であったため、十分な実施協議が行えなかったのですけれど、平素より皆様方におかれましては、こういった新型コロナウイルスも含めて、さまざまなご意見をいただきまして本当にありがとうございます。定例会でもあったように、このあとの議題の中にも、新型コロナウイルスに関して、今後の展開も含めましてありますが、それと合わせまして、今回のメインは教育大綱であります。私も冒頭の文章等々で想いを伝えさせていただきましたし、中身につきましても今の学習指導要領をふまえて作成させていただきましたので、さまざまなご意見を今日いただきながら、しっかりと方向性を打ち出していきたいと考えている次第であります。今日は限られた時間ではございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>

	い申しあげます。以上でございます。
教育部長	ありがとうございました。 続きまして、金瀬教育長、ご挨拶をお願いいたします。
3. 教育長あいさつ	
教育長	<p>本来であれば、宇和島市の教育大綱は2018年度に前回のものを改めて作成すべきだったのですが、豪雨災害等々の関係もあって、1年ずらしたような経緯となっています。そうした中で、最近の2、3年の中で幼稚園・保育園・こども園も2018年度から既に新しい学習指導要領が導入されています。そして国の方も第3期の教育振興基本計画を作っています。前回までのものとは内容がかなり変わっているところがあります。そして、また今年の4月から小学校、来年は中学校、再来年は高等学校が変わります。そして去年は社会教育の部分でも非常に大きな答申が中央教育審議会でも出ています。そういった非常に大きな変化の中で、ここから先の宇和島市の教育大綱をどうセットしていくかという非常に大きな節目になるかと思っています。そういう意味では市長部局とも相談しながら、新しい教育大綱を議論していける場をいただけてありがたいと思いますし、いいものを作っていければと思います。</p> <p>どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからは、宇和島市総合教育会議運営要綱の規定によりまして、市長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
4. 協議事項	
市長	<p>それでは、私が進行を務めさせていただきたいと思います。スムーズな進行を心掛けていきたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>協議事項の(1)新型コロナウイルス感染拡大防止について、事務局、説明をお願いします。</p>
教育部長	<p>さきほどの定例会では委員の皆様にはお話しさせていただきましたし、その前の新型コロナウイルス対策本部会議での市長との事前の確認事項でも出ています。今日はこの新型コロナウイルス感染拡大防止対策ということで皆様からそれぞれの意見をいただくということでこの時間をとらせていただきました。まず私の方の前置きの時間とさせていただきます。再度、概要に関して各課長のほうから少しずつ補足させますので、まず学校教育課長からお願いします。</p>
学校教育課長	<p>それでは、まずお手元の資料、市立小中学校の令和2年度の4月1日以降における新型コロナウイルスに係る対応(案)について説明します。概略はご説明しているところありますので、ポイントをついてお願いいたします。</p> <p>まず、最初の四角枠内の確認事項ですが、この対応方針は、宇和島市教育委員会において学校に関わる各部局が協議して対応を決めるための基本ということです。あくまでも基本なので、基本的には各条文の中に関係機関と協議して決めるということが多数盛り込まれています。本日、また文部科学省のほう新しい方針を示すかもしれませんので、それに応じて調整を図り</p>

	<p>ながら、進めていきたいというふうに思います。基本は、第1～4フェーズまで作っております。学校に関わらず、どの部分で感染者が発見されるかということです。それに応じて、実はフェーズによって多少大事な点が変わってくるのですが、基本は学校をどうやって閉じるかではなくて、学校をどうやって開いていくかの部分を大切に考えています。入学式の実施も含めまして、その部分をフェーズごとに読み取っていただいて学校をこの状態に開いていけるのかということをご検討いただければありがたいと思います。</p> <p>なお、最後のページには教職員が濃厚接触者になった場合。一番下のところは、まだ説明しておりませんが、感染情報が色々漏えいした場合に、色々な差別や被害者ができる場合があります。そのことについて学校教育上、気を付けておかなければならないことを整理しております。</p> <p>簡単ですが以上です。</p>
教育部長	<p>公民館施設、文化・スポーツ施設の方は、私のほうから概要だけ説明させていただきます。3月26日から、それぞれの施設については原則開放しようとして、各施設のほうで調整をしております。ただ、大事なことは、県内外からの大多数の来館者が見込まれる場合、自粛を要請するというのと、とにかく予防、換気となっていることが原則です。</p> <p>文化・スポーツ施設に関しても基本的には同じですが、学校の体育館の解放については部活動で使っている春休みの期間は遠慮していただくと、4月7日までは使用禁止とし、それ以降に受け入れをするということで進めております。以上で概要の説明を終わります。</p>
市長	<p>以上説明が終わりました。この件に関しましてご質問がありましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。</p>
高山委員	<p>3月26日から部活動再開になって、十分な感染予防策として消毒薬等の在庫は十分にありますか。</p>
学校教育課長	<p>学校の方に問い合わせをしておりますが、基本的には卒業式までは割と十分な量がありましたので、また不足分につきましては調査をしたいと思います。</p>
市長	<p>よろしいでしょうか。他に何かありませんでしょうか。</p>
木下委員	<p>入学式等については先ほど説明があったのですが、明後日、先生方の異動が発表されて離任式があります。また、学校によってはお世話になった先生方へ送別会をしたいという声も保護者の方からあるのですが、そのあたりの対応の方針を示していただきたいです。</p>
学校教育課長	<p>今のところ、3校が離任式を行うとしております。そのほかの学校については、自粛ということです。少人数で先生にご挨拶ということについては否定をしておりますので、各学校にそのような対応がとれるのかとれないのかを検討させたいと思います。</p>
市長	<p>よろしいでしょうか。他に何かありませんでしょうか。</p>
教育長	<p>一部説明の繰り返しになるかもしれませんが、3月3日からの臨時の休校については県内で初めての感染者が出たということ、その感染の影響がどのような展開になるのが全く想像がつかなかった中で非常に堅めに初期の対応をし</p>

	<p>た格好になっています。</p> <p>ここからは長丁場になる中、3月3日以降、愛南町で初めて起きた以降の、県内の状況、知事等の認識、こういうところもみながら、一方において児童生徒・教職員の安全健康第一を基本とおきながら、勉強のことであったり、部活動のことであったり、現実的な路線も探っていかなければならない中で、できる限りの安全対策を講じたうえで、できる範囲での活動の道を開いていこうという考え方です。</p>
教育部長	<p>一点追加といいますか、これからの新学期に入ってからのことを教育委員会としては、各学校の管理・施設の管理・運営体制のことが求められてくると思います。どうしても全国的にも感染拡大を防止というよりは、一部でも残っているところがありますので、予断を許さない中ではあります。市立小中学校に関しましては新学期からは通常どおりの授業、それから春の運動会や修学旅行というものが予定されているところもありますので、それぞれの学校で延期を含めて調整をしてもらっていると今情報が入っています。ただ、これからさきほど話しましたように人事異動の季節ですので、まずは学校で検討していただくということになっています。学校施設に関しましては、原則開放ということではありますけども、さきほどもありましたように人が集まる場所については、もう暖かい季節になりましたので窓を開けて換気をする、施設の入り口には予防対策、ご自身の体を守るということで啓発の紙を出そうと今準備しています。</p> <p>市長のほうからの、市側の取り組みというのがあれば、また委員さんのほうにお知らせいただければ、情報提供になると思いますので、よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>まずは部活動に関しての、国または県の流れ等々について教育委員含めて、これはご決定されているという理解でかまいませんか。ですので、そこで私も市長部局で何ができるのかをしっかりと考えていく、それで一点、定例会でお決めになられて、総合教育会議に再度お話いただいているのですが、現場サイドというのは動くことを考えてらっしゃる、プレスリリースはいつになりますか。</p>
教育部長	<p>施設とか学校とかですよ。</p>
市長	<p>最終調整をしないといけないので。</p>
教育部長	<p>明日の、4時ぐらいになります。</p>
市長	<p>なら、それまでにしかるべき担当者が議会にもお伝えした上でという理解でよいですか。</p>
教育部長	<p>はい。</p>
市長	<p>わかりました。他に何かありませんか、よろしいでしょうか。</p>
浅井委員	<p>各学校への連絡は臨時校長会とかは開かず、電話連絡などになりますか。</p>

学校教育課長	<p>文書で、徹底したいと思います。明日が終業式、卒業式が学校でありますので、そこですべて通知をします。</p>
市長	<p>他に何かありませんか、よろしいでしょうか。それでは、協議事項の（１）新型コロナウイルス感染拡大防止については、以上を持ちまして閉じたいと思います。</p> <p>協議事項の（２）宇和島市教育大綱の見直しについて、事務局、説明お願いします。</p>
教育総務課長	<p>まずはA3の資料をご覧頂いたらと思います。再三、ご覧になっていると思いますので、概略だけ説明いたします。全般の左側が31年度まで延長している前回計画のもの、真ん中が先般の二回目の会議のもの、右側が最終案とことで比較表のような形にしております。あとこちらのほう、一枚もので4ページくらいのもがあると思うのですが、これは一番右の分を抜粋した形になりますが、A3のこちらの資料でご説明させていただきます。全般のはじめにと策定の趣旨につきましましては、教育長のほうからご説明をいただけたらと思います。</p>
教育長	<p>それでは私の方から説明させていただきたいと思います。</p> <p>前回までの議論は主に従来の大綱をベースに各論の部分をいわば下から積み上げる形での、そういう視点でのアプローチであったと思います。今回、私が説明する部分は各論の前提となる上位目標を検討するという視点での策定の趣旨、そして特に基本理念等々をご説明さしあげたいと思います。その上で各論部分の具体的な詳細は教育振興基本計画の中で検討されているという構造になっていこうかと思えます。</p> <p>はじめに、まず策定の趣旨のところをご覧いただきたいと思います。ここはそもそも教育大綱というものが真ん中の位置づけのところに書いてありますけれども、これは国の策定する教育振興基本計画を参酌してということで、そういう意味で策定の趣旨のところには国の定めた教育振興基本計画、この計画を定める背景にある状況等々を拾って策定の趣旨のところには盛り込んでいます。一言で言うと世の中が変わってきていますということ踏まえて、幼稚園から高等学校までの学習指導要領等々を変えていますということです。従いまして、国の基本計画、学習指導要領あるいは社会教育、文化・スポーツそういったものも含めた国の大きな方針の中で宇和島としては地域の事情に照らしてどういうことをやっていくのか、その最上位目標をまずは掲げていこうというものです。</p> <p>基本理念、目指す教育の姿ということで、まず2行、そしてそのあと6つの取り組みと申しますか、その方向性を記述いたしました。ひとりひとりのウェルビーイングと包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、そのような人づくり・つながりづくり・地域づくりをやっていこうと、これが大綱でいうところの最上位目標です。目標、理念に向けてどういった取り組みをやっていくのかということについて、6つ掲げましたということになります。</p> <p>この文章を構造的に書きますと、こちらの資料の1枚目が学習指導要領前文というものが書かれた紙です。その1枚めくったところにこのような図が載っています。要は一番上にウェルビーイングを目指しましょうと、そして、包摂的で持続可能な宇和島の地域社会をつくっていく、そういうもの最上位目標に掲げましょうと、こういうことを言っています。なぜこういう大きな目的、</p>

目標を一番上に掲げるという発想をつくったのかといいますと、さきほど繰り返し申しましたように今、世の中が非常に大きな変化の時期です。これまでの延長線上にこれからあるのではなくて、これまでとは違ったことがこれから出てきます。そういうことですから、取り組んで行くのですが、この目的を共有できるような表現をしておくことが非常に重要であるということが一つ。そして、そういった目標に向けて学校であったり、家庭であったり、地域であったり、その地域の中には産業のジャンルの人もしらっしゃるかもしれませんが、産業でいうと、もっと一次産業、二次産業、三次産業とあるでしょう。文化・スポーツのジャンルの人もしらっしゃる。そういった人たちが連携・協働して、ものごとにあたっていくということとするなら、それぞれがそれぞれに取り組む中で、どこを目指すのかということは、共通のものを持っておきたいという発想です。

それでこういうかたちを作っていますが、その背景として、第三期教育振興基本計画（概要）があります。それが、自治体の教育大綱が参酌すべき、国の基本計画の内容になっています。いくつか説明いたしますと、Ⅰに教育の普遍的な使命とありますけど、これが教育基本法の第一条の中身になっています。そして、次にご覧いただきたいのが、Ⅱの教育をめぐる現状と課題です。特に、2の社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題と書いてありまして、(1)・(2)・(3)とありますが、国の記述ですけれども、そのまま宇和島も同じ問題を抱えていると思います。特に(3)は、国としてもOECDによる教育政策をレビューしていこうと書いてあります。実は地域レベルで抱えている問題と、ほとんど同じような課題が世界レベルでもありますよと書いてあるんですね。そして、Ⅲのところを見てほしいですけども、2030年以降の社会を展望した教育政策を考えていきたいと思いますと言っています。そこを見ていきますと、まず「自立」「協働」「創造」の方向性は第二期のものを継承します。そして、「個人と社会の目指すべき姿」、これが基本理念の「目指すべき姿」と重なっていきます。「主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材」、そして「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」を作りたいと言っています。そしてそれは、持続的な成長・発展ができる社会ですということが言われています。

それで、国の教育振興基本計画はそういったことを言っているということ踏まえたうえで、最初の学習指導要領の前文というところに戻っていただけたらと思います。学習指導要領のなかで、この前文が入ったのは、このたびの改訂が初めてでございます。そしてこの前文は、幼稚園、保育園、こども園の教育保育指針、それから小中学校・高等学校すべての学習指導要領に、生徒が児童になるか、園児になるかという違いがあることを除けば、全く同じ文面のもので書かれています。そこで強調すべきところが赤色で示しているんですけども、これが教育振興基本計画にも書かれている中身をほぼ踏襲したものになっています。

特に注目したいのが学習指導要領の中段の、「これからの学校には」というところから始まるフレーズがあるんですけど、読んでいただくと、「これからの学校には（中略）持続可能な社会の創り手という人たちを育てていくことが求め

	<p>られる」と書いてあります。そしてさらにもう少し目を移していただくと、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念、これを学校と社会とが共有してやっていく」と書いてあります。ここが一つポイントです。「持続可能な社会の創り手」という言葉が今回の学習指導要領の中で盛んに謳われています。それはどこから出てきているのかといえば、SDGsからです。そしてこの資料を見てください。こちらは、先程、教育をめぐる国際的な政策の動向、OECDによる教育政策のレビューをしましょうというものが書かれています。これがOECDの作っているラーニングコンパスと呼ばれるものです。それでこの中身が学習指導要領と歩調が合わされています。むしろ日本がリードしているというような恰好になっています。そこにウェルビーイングという言葉が出てくるのですね。日本語に訳すのに適した言葉はなかなかないのですが、ここでは個人的、社会的によりよく幸せに生きることと書いてありますが、説明によっては身体的、精神的に、そして社会的に健全である状態という言い方をしている場合があります。要は、幸せになることを目指そうということです。そして、そういう一人一人の豊かな人生を実現できるような持続可能な社会をつくっていきましょう、これが、学習指導要領が目指すところであり、その源をたどれば教育振興基本計画が目指すところであり、もっと言いますと教育基本法が言っているところです。</p> <p>そういうところを、まずは変化の激しい世の中で共通認識として私たちは最終的にここを目指しましょうと、教育を通じてここをこのように実現していきましょうというものの象徴的に書いた部分がこの新しい大綱の基本理念の部分です。</p> <p>これをこういうかたちに表現するのに時間がかかったのですが、こちらの資料で見ていただくと策定の趣旨と基本理念のところが前回のものとは大きく変わっているということがお分かりいただけるかなと思います。こういった大きな方向性の中で、では、具体的には各ジャンルでどういうふうに取り組んでいくのかというところが、そのあとに続いていく部分だという組立てになっています。時間があれば、もう少し丁寧にさせていただきたいところなのですが、簡単に言うと、以上になります。</p>
市長	教育総務課長、どうぞ。
教育総務課長	<p>それで今ほど教育長がご説明いただいた資料の3ページの振興方針の部分をご覧いただいたらと思います。今ほどのような考えに基づきまして、前段部分がかなり変更となっていますので、それに基づく振興方針ですね、この部分の真ん中で言いますと1と2と4の部分が右側の新しい案の1と2と5のほうに包括されたような、変わった流れになっています。基本それ以外の3、5、6、7につきましては振興方針の表現が少し変わって、さらに上手くまとめたような組立になっています。4ページをご覧いただいたらと思います。こちらが真ん中のまず「1.夢と志をもち可能性に挑戦するため、学力・心・体の育成」のこの部分が「未来を創り出す子どもたちの成長のために、地域社会総掛かりでの教育の推進」へという目標の設定に直しています。</p> <p>あと、【現状と課題】につきましては先般の協議内容ではまとめてするかというお話もあったのですが、実際、まとめて作った時にかかなりちぐはぐな感じ</p>

になりまして、将来的な未来の部分をしようと、当然、現状と課題は踏まえて、将来性の方向を示すという考えで、さらに取り組みの方向性としてはわかりにくいところがあったので、よりコンパクトに表現するという方針で書いてみました。取組の方向性としましては、前回の(1)～(4)につきましては、それぞれ簡略化して新しい案としてはコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進し、学校と地域の連携・協働体制を構築するという大きい枠組み、あとは、豪雨災害の経験を活かした防災教育・安全教育の充実を図るといった部分に絞りました。

次の5ページをご覧ください。こちらは「教育推進のための基盤整備」という部分でしたが、新しい案では「変化の激しい社会を生きるために必要な「生きる」力の育成」として、中身の取り組みの方向性としましては、ALTを活用した外国語教育の強化、幼児期から各教育段階に応じた体力の向上、健康の確保、食育の推進、保育園・幼稚園・認定こども園との連携に努める、また、学校指導体制の整備、ICT環境の充実、安全安心で質の高い教育環境の整備など基盤整備の推進、あとは、いじめ・不登校・虐待など関係機関や地域とともに迅速な対応を図っていくということ、そして、教師の負担軽減につながるよう働き方改革をふまえたものとしています。

6ページをご覧ください。こちらの方は、「障がいのある子どもたちがいきいきと学ぶため、特別支援教育の充実」が「障がいのある子どもたちがいきいきと学ぶための特別支援教育の充実」へと文言を変えております。中身としては、切れ目のない支援が受けられる体制の構築に努めるということが7ページからきております。あと全般的に関係機関や地域とともに発達障害の子どもへの理解と支援を進めるということにしています。4になるのですが、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」ということで各機関や団体が連携した推進をしていきますという方向性を示しております。

次のページをご覧ください。こちらは生涯学習の分野でございますが、「生涯学び活躍できる環境整備」を「個人の自立や地域社会の共助に向けた取組の推進」と置き換えまして、取組の方向性では他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うといった力を身に付けるための社会教育を推進するという表記に変えております。あとは人生100年時代を見据えた生涯学習、下段は未来のうわじまの創生を担う人材の育成という大きい方向性を示しております。

8ページをご覧ください。こちらは「多様な人材を育成する文化芸術・スポーツの振興」ということで、取組の方向性としてはスポーツ・文化・芸術の様々な体験の場・機会の提供を図ること、後継者育成や郷土愛醸成に取り組むということ、トップアスリートの育成から、市民のニーズにあわせたスポーツ環境を提供するとともに、関連団体の育成に努めるという記述にしております。

最後に9ページをご覧ください。こちらは人権の分野でして、「互いの人権を尊重し、行動するための人権・同和教育の推進」ということで、人権問題を解決するため、学校・家庭・地域・企業等における人権教育・啓発を推進すること、インターネットやスマートフォンで加害者とならない

	<p>ように情報モラル教育の更なる充実や相談体制の確立を目指し、いじめ・人権侵害の防止に努めるということとしています。</p> <p>このように、かなりコンパクトに表現しています。事前に資料はお渡ししていたかと思しますので、それをふまえて今後ご意見をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>説明が終わりました。何かご意見、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。</p>
高山委員	<p>まず、最初の基本理念の上の「すべてのひとがよく学び新たな時代を語り合う学びあううわじま」と題についてですが、基本理念の下のウェルビーイングとか包摂的を教育長が言われたように重点とするのなら、ウェルビーイングとか包摂的というのは広く、一つのことを深くはするけど、その一つのことが全体の中でどういうふうになっていくかということに取り組んでいかないといけないので、「よく学び」を「広く学び」にしたほうがわかりやすいのではないかと思います。</p> <p>それともう一つは、「はじめに」で市長が「地域のよさや可能性を認識して、自分と地域に自信、誇り、愛着を持てるようになってほしい。」と言われているところの「自分と地域」は「自分とうわじま」という意味でよろしいですか。</p>
市長	<p>はい、そうです。</p>
高山委員	<p>それが基本理念のところ、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」とあります。○の4番目以降も「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」とありますが、この「地域」を市長が言われる「うわじま」のことなら、分かりやすくするために「地域」を「うわじま」にして、「人づくり・つながりづくり・宇和島づくり」、「うわじまの魅力の維持」、「うわじまの課題の解決」にしたらわかりやすくなると思いますし、言葉の力もつくと思います。どうでしょうか。</p>
市長	<p>今言われたのは、基本理念の上のところの「すべてのひとがよく学び」ではなく「すべてのひとが広く学び」というくだりと、あとは、基本理念の下の2行の文章の「地域づくり」を「うわじまづくり」に、その下の○についても「地域」を「うわじま」という言葉に置き換えたほうがよいということでございます。このご意見に関しまして、まず事務局は何かありますか。</p>
教育長	<p>まずその一番上ですね、「すべてのひとがよく学び新たな時代を語り合う学びあううわじま」というフレーズは、宇和島市の総合計画にある言葉をそのまま抜き出したものです。そのため、この表現に強くこだわるといえるものではないですけども、新大綱がどういう位置づけになっているかと言いますと、一つは国の教育振興基本計画を参酌しなさいということと、もう一つは宇和島市の総合計画とを紐づけて考えましょうということなので、ここの一文は総合計画の文言をそのまま持ってきたというものになっています。「ひろく学び」でもまったく差支えはないと思いますけど、この表現は総合計画から持ってきていますということを説明として申し上げておきます。その上でそれでも変えたほうがよいということでしたら、私としてもまったく問題ないと思います。たぶん、</p>

	<p>事務局も同じだと思うのですが。</p> <p>そして次に「地域」という言葉をどうするかですが、一般的な地域というのは私たちにとっての「地域」は「うわじま」なのですから、「うわじま」と書けばいいのではないかというご指摘だと思うのですが、 「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」という資料は、昨年、中央教育審議会から出た答申になります。ここで一つキーワードが「人づくり」・「つながりづくり」・「地域づくり」の3つの言葉になります。ここから「一人一人のウェルビーイングと包摂的で持続可能な地域社会の共創を目指す、人づくり・つながりづくり・地域づくり」をやっていきますということにしています。それなので、私たちにとっての「地域」は「うわじま」ではないかということはおもってもございますので、このところは、どうしましょうかという相談のところだと思います。</p> <p>そして、次にある6つ並べている取組の中の「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」というのは、ここは「地域」を「うわじま」にしたらどうだろうということのご提案だったと思うのですが、そもそも、この資料を見ていただいたらと思うのですが、6つの取組の方向性をこの図に書き込みました。シビックプライドについては、これは誇り、自信、愛着だとか、場合によっては地域に対する責任といった精神的な目標を掲げております。次は他者との関わり方、関係性について書いています。これは実は学習指導要領の前文を借りて書いているのですが、あらゆる他者を尊重しましょう、人権につながるのですが、多様な人々と協働しましょうということ。そして次の3つは、宇和島市のシティブランディングの目指す方向と、キーワードに重ねています。「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」、「新しい価値の創造」の3つを並べているのは、古き良きものは、これはこれで守っていこうということ、それから今抱えている色々な課題を解決していこうということ、新しい価値はそれはそれで作っていこうということの3つを並べています。そういう意味で宇和島市が色々な取組で使っているキーワードと同じように揃えたということ。繰り返しになりますが、冒頭のフレーズは宇和島市総合計画から、次に「人づくり」・「つながりづくり」・「地域づくり」は中央教育審議会の答申から、「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」はシティブランディングですとか宇和島市総合戦略の中のキーワードから揃えています。</p> <p>その上で、「うわじま」が良いのではないかということでしたら、おそらく事務局としてもそんなに強いこだわりはないので大丈夫か思います。</p>
市長	いまの説明でどうでしょうか。
高山委員	<p>いま教育長が、ひとつひとつ引用してきたところとか、意味とかを言われましたが、この教育大綱というのを読みながら、基本理念の上に「ウェルビーイング」や「包摂的」を一番に持っているのに、つながり的には何か、意味が繋がらないのではないかと思います。それで先ほどの「地域づくり」というのも文部科学省で作る時には、「地域づくり」にしないといけないのですが、市町村単位での作成となったら、「地域」というと「三間」とか「吉田」</p>

	<p>とかいう誤解もあるし、きちんと「うわじま」を出したほうが、文章を読む流れとして、入りやすいのではないか。あと、市長が言われた「自分とうわじまに誇りを持って」ということなら「うわじま」ではないか。</p> <p>私の意見なので、他の委員にも意見を聞いてみて下さい。</p>
市長	<p>木下委員、何かご意見はないでしょうか。</p>
木下委員	<p>最初の「すべてのひとがよく学び新たな時代を語り合う学びあううわじま」の部分は宇和島市総合計画と連動しているということで、そのままが良いと思います。</p> <p>基本理念の「人づくり」・「つながりづくり」・「地域づくり」もそのままが良いと思いますが、具体的なシビックプライドというところは「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」ではなく「うわじまの魅力の維持」、「うわじまの課題の解決」とした方が、高山委員の言うとおりに、「宇和島市」の教育大綱なので、すっきりと分かりやすいと思います。</p> <p>私の個人的な意見では、最初、基本理念を見たときにウェルビーイングなど聞き慣れない言葉で戸惑いを持つのではないかなとは思ったのですが、それぞれの項目では、分かりやすく説明していると思います。</p>
教育長	<p>言葉は私もそうとう悩みました。ウェルビーイングというと専門家の方たちの中ではポピュラーになってきているのですが、市民の皆様からしたら、必ずしも受け入れられないこともあると思うのですが、逆に言うと「何それ」と興味を持ってもらう引っかけかりになって、「こういう意味です」と説明する機会ができて、その中で議論が交わされ、「ああ、なるほどね。」と言ってもらえたら良いと思うところがあって、あえて使ってみたところです。</p> <p>そして、委員のように基本理念の下のところ「地域の魅力の維持」、「地域の課題の解決」は、「地域」が「うわじま」のほうが良いのかなと思います。</p>
市長	<p>浅井委員、何かありませんか。</p>
浅井委員	<p>特にこだわりはないのですが、逆に私は「うわじま」と限定しなくても良いのではと思います。たとえば「校区」とか狭くみることもできるし、「南予」とか広くみることもできるし、あるいは「愛媛」とかいうふうに色々な捉え方ができるようにして、「うわじま」とばかり限定しないほうが良いのかなと個人的には思います。幅広い地域の捉え方のできる子どもたちの育成と考えてもいいのかなと私は思います。</p> <p>ただ決して、「うわじま」とするのがだめとは思いません。</p>
田村委員	<p>私も浅井委員と同じ考え方です。</p> <p>「地域の魅力」、「地域の課題」と聞いたときに、私の場合は、まず自分の「地元」が思い浮かびます。みなさん、自分が思う「地域」があるとおもいますので、それぞれの想像力があって、幅広く捉えることができるようにしておけば、まずは小さな「地域」、それから大きな「地域」、「うわじま」へと発展していけたらと思います。そのため、大きな枠組みとして、「地域」としておいたほうが良いと思います。</p>

弓削委員	私も「ウェルビーイング」とか「シビックプライド」とかあまり聞き慣れなかったもので、教育長の説明を聞いたり、わからない言葉を自分で調べたりして読ませてもらいました。「地域」の捉え方については、高山委員のようには気づいたりすることもなく、読んでいたのですが、田村委員と同じで、まずは自分の周りの「地域」、それから全体として「うわじま」というような考えで、「地域」という文言のままでも良いのかなと思います。
市長	はい、今、皆様の意見をお聞きして、それぞれご意見があると思います。多数決といっはなんですが、言葉の関連性ということで言うと、上位計画との横の連動というところもありますし、「地域」をどういう単位で捉えるのかということもありますし、一方、「包摂的」とかいうところでの言葉の齟齬みたいなところもあって、それぞれ見る人によって考え方が違うというところがあります。私の一存で決めるというわけにもいかないのですが。
教育長	高山委員の仰ることを聞いて、率直に「うわじま」と言ったほうが確かにいいのかなと思ったんですが、それぞれの人にとっての、それぞれの「地域」もあるのかなとも思います。最終的には「国」まではいかないけれど、「南予」という考え方もあるということも、確かにそうだなと感じました。
高山委員	それともうひとつだけ、「三間」や「津島」という地域ごとの「シビックプライドの醸成」というところもあると思います。シビックプライドというのは、例えば、私は地元が「三間」なので、私の義務・権利として、農地などに関してクラウドファンディングなどを呼びかけて、「みんなの力を集めるようにしてやることの出来る人材の醸成」という意味だと思います。それが今盛り上がってきていますし、同じように「吉田」・「津島」とかいう狭い「地域」でまず立ち上げて、それを市が全体としてとらえる、とりまとめるということなのだと思います。そういったことが市で考える「シビックプライド」で、お金よりも大切な財産と考えられていると思います。 あとは多数決で「地域」という考え方で良いと思います。
市長	木下委員は、まだお話がありませんでしたか。
木下委員	先程言ったこと以外には、ありません。
市長	一応、今日は皆さんにご承認いただくということを目的としていますので、皆さんいろいろお考えあろうかと思いますが、決めるということでは、この原案でご承認いただけるかということです。まず「基本理念」とその下のところを今決めるのか、後ほど全体含めて決めるのがいいのですか。
教育総務課長	まず、この部分だけを決めていただいた形で良いかと思います。
市長	いろいろなご意見はありましたが、多数決ということで、この部分はこれでよいですか。
教育長	一点、別の角度から「シビックプライド」についてよろしいでしょうか。 事務局といろいろ話をして決めてきたのですが、「シビックプライドの醸成」といいますと、誰かが誰かを醸し出すということになってきます。実は主体的であるということが大事であるという局面になってきているということだ

	と、「醸成」というのは誰かに作ってもらうことになってしまうのではないかと、ここではやはり一人一人が主体性をもって、自らのプライドを作っていくということだと思いますので、「醸成」ではなく「向上」という言葉のほうが良いのかなと思います。一度、事務局で案を作ったあとになりますが、議論があった点になります。
市長	「醸成」ではなく「向上」ですかね。
教育長	はい、そうです。
浅井委員	もうひとつ、基本理念の上の「すべての人がよく学び新たな時代を語り合う学びあうわじま」の「語り合う」と「学びあう」とで「あう」の字の表記が違うのはどうしてですか。
教育総務課長	これは、宇和島市総合計画からの引用なので、あえてそうしているのではないかと思います。
市長	誤りではないか、確認しておいてください。
教育総務課長	はい。
市長	シビックプライドの「向上」についてですが、事務局として意見はありますか。 学校教育課長、「向上」という表現でも大丈夫ですか。
学校教育課長	「醸成」というのは別に受け身でなくて、湧き出てくるものみたいなこと、湧き起こすというイメージが私、個人としてはあります。「向上」というとその目標に突き進むみたいな堅いイメージがあるかとも思います。
市長	この点については、挙手にて多数決で決めましょう。
教育長	一つこだわりたいところは、総合教育会議というのは市長と教育委員会が相談して、それぞればらばらではなくて施策を重ね合わせていきたいと思います。 政治的なことが教育に介入してはいけないということはあったとしても、宇和島市として掲げる政策を表現する言葉は、それぞれがばらばらであることよりは、色々な意味がありながらも、統一した方がよいと思います。
市長	普段は、「醸成」ということが多いかもしれません。「ホリバタ」とかもそうです。それでしたら、「醸成」か「向上」なのかということですが、「醸成」でよろしいでしょうか。
総合教育会議	はい。
市長	そして、さきほどの基本理念のところについては、原案から修正すべきかどうかということ、挙手にて多数決で決めましょう。 原案の表現のままでもよいという方は挙手をお願いいたします。
総合教育会議	賛成多数。

市長	<p>それでは、賛成多数ということでこの表現のままでさせてもらったらと思います。</p> <p>他にご質問・ご意見はありませんでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>報告いたします。先程の「すべての人がよく学び新たな時代を語り合う学びあううわじま」は宇和島市総合計画に記載のとおりで、誤りではありませんでした。</p> <p>また、「振興方針」の1の「未来を創り出す子どもたちの成長のために、地域社会総掛かりでの教育の推進」の部分について、「成長のために」にではなく「成長のための」のほうが文章の流れとしてよいのではないかと学校教育課長より提案がありました。</p> <p>そして、訂正になりますが、「位置づけ」の部分で2ページの宇和島市教育振興基本計画の「令和2年度中に教育委員会において策定予定」に関して「令和2年度中」と限定的な言い方になるため、「令和2年度に教育委員会において策定予定」に訂正させていただいたと思います。</p>
市長	<p>その上の「第二次宇和島市総合計画」は「第二次」であっていますか。「第二期」の誤りではないですか。総合戦略は「第二期」と呼んでいるのですが。</p>
教育総務課長	<p>宇和島市総合計画は「第二次」で間違いありません。総合戦略は「第二期」となっています。</p>
市長	<p>それぞれ、「未来を創り出す子どもたちの成長のために、地域社会総掛かりでの教育の推進」の部分について、「成長のために」にではなく「成長のための」とするとして、「成長のための」のあとの「、」はいりますか。</p>
学校教育課長	<p>いらないと思います。7の「互いの人権を尊重し、行動するための人権・同和教育の推進」についても不要かと思います。</p>
市長	<p>はい、それでは、「未来を創り出す子どもたちの成長のために、地域社会総掛かりでの教育の推進」を「未来を創り出す子どもたちの成長のための地域社会総掛かりでの教育の推進」とし、「互いの人権を尊重し、行動するための人権・同和教育の推進」を「互いの人権を尊重し行動するための人権・同和教育の推進」とし、そして、その前のページの「位置づけ」の図の「令和2年度中に教育委員会において策定予定」を「令和2年度に教育委員会において策定予定」とする指摘がありました。これらをご了承いただけるということによろしいでしょうか。</p>
浅井委員	<p>話を蒸し返すのですが、振興方針の1を「未来を創り出す子どもたちの成長のための地域社会総掛かりでの教育の推進」とすると「～の」が続くので、何か他の表現が無いかと感じています。</p>
学校教育課長	<p>「成長のために」は残して、「未来を創り出す子どもたちの成長のために地域社会総掛かりで教育を推進」としてどうでしょうか。</p>
浅井委員	<p>「教育を推進」だとまた違う意味になってくる気がします。</p>
市長	<p>「未来を創り出す子どもたちの成長のために」ですか。</p>
生涯学習課長	<p>「に」も「の」ものぞいて、「未来を創り出す子どもたちの成長のため地域社会総掛かりでの教育の推進」はどうでしょう。</p>

市長	「成長」の部分は除いて、「未来を創り出す子どもたちに対し地域社会総掛かりでの教育の推進」とか「未来を創り出す子どもたちのための地域社会総掛かりでの教育の推進」とかはどうでしょう。また、「未来を創り出す子どもたち」というのは、多分当たり前のことで、すべてに係るので、「地域社会総掛かりでの教育の推進」だけでもいいのかもしれない。
浅井委員	ここで一番言いたいのは、「地域社会総掛かり」ですか。
市長	「子どもたち」という言葉自体なくてもいいのではないのでしょうか。
教育長	こういう「地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み」という資料をつけていると思うのですが、学校と家庭と地域社会、これがある種の地域社会総掛かりの教育の仕組みですね。これがコミュニティ・スクールであり、地域学校教育活動の推進になりますね。
市長	では、「地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える」これをキーワードにするのはだめなのですか。「地域社会総掛かりで」とは言わずに。
教育長	「地域社会総掛かり」が、またひとつのキーワードになっていまして。
木下委員	未来を作り出すのは子どもたちと分かっているので、「子どもたちの成長を支える地域社会総掛かりでの教育の推進」であれば、すっきりとはすると思います。
浅井委員	はじめに「未来を創り出す」を入れたとしても、今の文章でもおかしくはないです。
市長	いまほど、「未来を創り出す子どもたちの成長を支える地域社会総掛かりでの教育の推進」が提案されましたがいかがでしょう。よろしいのでしょうか。
総合教育会議	はい。
市長	それと、振興方針7の「互いの人権を尊重し、行動するための人権・同和教育の推進」の句点を除けて、「互いの人権を尊重し行動するための人権・同和教育の推進」とし、そして、その前のページの「位置付け」の図の「令和2年度中に教育委員会において策定予定」を「令和2年度に教育委員会において策定予定」とする。これらもご了承いただけるということでもよろしいのでしょうか。
総合教育会議	はい。
市長	他に何かご意見・ご質問はありませんか。
木下委員	振興方針の2のところ「変化の激しい社会を生きるために必要な『生きる力』の育成」について、「生きる」が繰り返しになっているのが気になります。
教育長	確かに「生きる」が重複していますね。後段の『生きる力』は学習指導要領では子どもたちに伝えたいものとずっと言っているフレーズです。
市長	「変化の激しい社会を乗り越えるために必要な『生きる力』の育成」ではどうでしょう。言葉が少し違いますかね。「変化の激しい社会に適応するため」とか。

浅井委員	「社会をつくる」というのと違いますかね。
市長	つくるといってまた違う気がしますね。変化は先方からやってくるのですから、それをどう生きるかということですから。
教育長	あまり、脱線したくありませんが、「持続可能な社会の創り手」という言葉があります。変化の激しい社会に適応できる子どもを作ることではないという考え方があるのですね。「変化の激しい世の中で、これからの世の中を創っていく」のがこれからの子どもたちという考え方になります。
市長	はい、わかりました。 「対応」とも意味合いが違いますよね。
教育長	「切り開く」というのはいいかもしれませんね。
市長	それは自分で切り開くことになりますけど。
教育長	そればかりではないですね。「変化の激しい社会に必要な『生きる力』の育成」とかはどうでしょう。
市長	「変化の激しい社会に対して必要な『生きる力』の育成」とかはどうでしょう。
教育長	よいと思います。
市長	それでいきましょうか。
浅井委員	さきほどの「切り開く」はどうでしょうか。
市長	「変化の激しい社会を切り開く必要な『生きる力』の育成」ですか。
浅井委員	「対応」だとまた意味合いが違ってきますかね。
市長	「変化の激しい社会で対応する『生きる力』の育成」ということですか。「変化の激しい社会で道を切り開く必要な『生きる力』の育成」とかはどうでしょうか。自分の道を切り開くという意味で。
浅井委員	「変化の激しい社会で対応する必要な『生きる力』の育成」とかはどうでしょうか。 社会の渦の力で対応できるという意味で。
教育長	それでは、受け身になります。社会に合わせるということではなくて、社会を創っていくということですから。
市長	「変化の激しい社会を切り開くために『生きる力』の育成」とかはどうでしょうか。
教育長	「変化の激しい社会を切り開きたい」ということではないと思います。
浅井委員	「切り開く」ものの主語が違って来る、わからなくなってきました。主語が「変化の激しい社会」になってきますから。
教育長	「変化の激しい社会に必要な『生きる力』の育成」が一番シンプルでよいかなと思います。「で」にしますか。もしくは「において」か。

浅井委員	「生きる力」は残したいですね。
教育長	「生きる力」は、残したいですね。
浅井委員	「変化の激しい社会で『生きる力』の育成」ではどうでしょうか。
教育長	『生きる力』というのは、資質・能力のことです。
田村委員	私は、原文のままでよいと思います。
弓削委員	生きる力が強調されますし、私も原文のままでよいと思います。
教育長	もとのままでいいということですか。
教育部長	教育大綱は新学習指導要領が全てということではないので、教育大綱は子どもたちのためだけのものではないので、社会全体を考えていかなければならないので、十人いたら十人それぞれ違う意見があろうかと思えます。大事なのは、市長の思いをどう盛り込むかであると思えます。
市長	それならば、もとのまま、原文のままということでもよろしいでしょうか。何かご意見はありませんか。「変化の激しい社会を生きるために必要な『生きる力』の育成」ということでよろしいでしょうか。特に無いようでしたらこれで協議を終わってもよろしいでしょうか。
総合教育会議	はい。特になし。
5. その他（意見交換）	
市長	以上で協議事項が終わりました。最後に、何かございましたら、よろしくお願いたします。
総合教育会議	特になし。
6. 閉会	
市長	それでは、以上をもちまして、平成 31 年度第 3 回宇和島市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。